

○幕別町建設工事等契約の最低制限価格取扱要綱

平成23年4月8日要綱基準等第29号

(趣 旨)

**第1条** この要綱は、幕別町が一般競争入札又は指名競争入札（以下「入札」という。）により工事及び土木設計、建築設計、測量、地質調査その他工事に係る委託業務（以下「委託等」という。）契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行の確保を目的として、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。以下同じ。）第167条の10第2項（施行令第167条の13により準用する場合を含む。）の規定により最低制限価格を設けるときの取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（対象とする工事及び委託等）

**第2条** 最低制限価格の対象とするものは、工事並びに委託等のうち入札に付するものとする。  
（工事及び委託等の最低制限価格の算定方法）

**第3条** 工事の最低制限価格は、次の各号に掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格の10分の9.2を超える場合にあっては予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格の10分の7.5に満たない場合にあっては予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

2 委託等の最低制限価格は、次の各号に掲げる額（一の契約中、二以上の委託等が含まれる場合は、委託等の種類ごとに算出した額の合計額）に100分の110を乗じて得た額とする。

- (1) 土木設計は 次に掲げる額の合計額とする。  
直接原価の額  
その他原価の額に10分の9を乗じて得た額  
一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額
- (2) 建築設計は、次に掲げる額の合計額とする。  
直接人件費の額  
特別経費の額  
技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額  
諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
- (3) 測量は、次に掲げる額の合計額とする。  
直接測量費の額  
測量調査費の額  
諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額
- (4) 地質調査は、次に掲げる額の合計額とする。  
直接調査費の額  
間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額  
解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額  
諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額

3 前項の規定により算出した額（以下この号において「その額」という。）が次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、委託等の最低制限価格は、次の各号

に定める額とする。

- (1) 土木設計及び建築設計は、その額が予定価格の10分の8を超える場合にあっては、予定価格に10分の8を乗じて得た額とし、その額が予定価格の10分の6に満たない場合にあっては、予定価格に10分の6を乗じて得た額とする。
  - (2) 測量は、その額が予定価格の10分の8.2を超える場合にあっては、予定価格に10分の8.2を乗じて得た額とし、その額が予定価格の10分の6に満たない場合にあっては、予定価格に10分の6を乗じて得た額とする。
  - (3) 地質調査は、その額が予定価格の10分の8.5を超える場合にあっては、予定価格に10分の8.5を乗じて得た額とし、その額が予定価格の3分の2に満たない場合にあっては、予定価格に3分の2を乗じて得た額とする。
- 4 最低制限価格算出における端数処理については、第1項第1号から第4号までの合計額又は第2項第1号から第4号までの委託等の種類別に算出した合計額の1円未満を切捨てし、100分の110を乗じて得た額及び前項各号に定める率を乗じて得た額を1円未満切捨てする。  
(最低制限価格の記載)

**第4条** 対象工事及び委託等に係る最低制限価格を設定したときは、当該最低制限価格を予定価格調書に記載するものとする。

(入札参加者への通知)

**第5条** この要綱により最低制限価格を設定するときは、一般競争入札の告示文又は指名競争入札の参加者の指名に係る通知において、その旨を明記するものとする。

(入札の執行)

**第6条** 開札の結果、最低制限価格を下回る入札が行われたときは、入札執行者は、入札者に対し施行令第167条の10第2項の規定により当該入札をした者を落札者としめない旨を告げるものとする。

- 2 前項の場合において、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者が存在するときは、入札執行者は、この者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
- 3 第1項の場合において、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者が存在しないときは、入札執行者は、再度入札をすることができるものとする。この場合において、最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加させないものとする。なお、入札回数は初度を含め3回までとする。
- 4 開札後、場合によっては積算内訳書の提出を求めることがある。

(入札経過の報告)

**第7条** 最低制限価格を下回る入札が行われたときは、当該入札を不落札と決定した旨を入札結果一覧表に記載するものとする。

(その他)

**第8条** この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成23年4月8日から施行し、同日以後に一般競争入札の告示及び指名競争入札の通知を行う工事及び委託等から適用する。

#### 附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行し、同日以後に一般競争入札の告示及び指名競争入札の通知を行う工事及び委託等から適用する。